

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 規 則

○愛知県行政組織規則の一部を改正する規則	第11号	(総務局総務課)	4
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第12号	(同)	8
○愛知県公印規則の一部を改正する規則	第13号	(法務文書課)	10
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	第14号	(情報政策課)	10
○愛知県県税規則の一部を改正する規則	第15号	(税務課)	11
○愛知県職員の共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第16号	(職員厚生課)	22
○愛知県公舎管理規則の一部を改正する規則	第17号	(同)	22
○愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	第18号	(社会活動推進課)	27
○愛知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	第19号	(自然環境課)	27
○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第20号	(同)	27
○愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則	第21号	(地球温暖化対策課)	28
○愛知県医療療育センター管理規則の一部を改正する規則	第22号	(障害福祉課)	34
○愛知県在宅重度障害者手当支給規則の一部を改正する規則	第23号	(同)	35
○介護保険法等の規定による申請等に関する規則の一部を改正する規則	第24号	(高齢福祉課)	35
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第25号	(同)	35
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	第26号	(児童家庭課)	36
○児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則	第27号	(同)	42
○精神保健及び精神障害者福祉に関する規則の一部を改正する規則	第28号	(医務課)	42
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	第29号	(同)	51
○愛知県へき地医療確保看護修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	第30号	(同)	52
○あいち産業科学技術総合センター運営規則の一部を改正する規則	第31号	(産業科学技術課)	54
○愛知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	第32号	(下水道課)	54
○愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	第33号	(公園緑地課)	55
○愛知県県営住宅管理規則の一部を改正する規則	第34号	(公営住宅課)	56
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第35号	(建築指導課)	58
○愛知県建築基準条例の規定による認定の申請等に関する規則の一部を改正する規則	第36号	(同)	59
○愛知県スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	第37号	(愛知国際アリーナ課)	59
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第38号	(会計局管理課)	60

企業庁管理規程

○愛知県企業庁財務規程の一部を改正する規程	第1号	(総務課)	63
○愛知県企業庁行政文書管理規程の一部を改正する規程	第2号	(同)	63
病院事業庁管理規程			
○愛知県病院事業庁行政文書管理規程の一部を改正する規程	第3号	(管理課)	64
○愛知県病院事業庁組織規程の一部を改正する規程	第4号	(同)	65
○愛知県病院事業庁事務決裁規程の一部を改正する規程	第5号	(同)	66
○愛知県病院事業庁財務規程の一部を改正する規程	第6号	(同)	66
教育委員会規則			
○教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	第1号	(教職員課)	67
○愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則	第2号	(あいちの学び推進課)	68
○愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則	第3号	(同)	68
人事委員会規則			
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	3-110	(職員課)	68
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	5-1376	(同)	68
○職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	7-7	(同)	69
告 示			
○指定納付受託者の指定	第164号	(地方創生課)	69
○公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職の指定の一部改正	第165号	(人事課)	69
○地方公営企業法に基づく指定職員の一部改正	第166号	(同)	69
○指定納付受託者の指定	第167号	(社会活動推進課)	70
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数等として知事が定める数の一部改正	第168号	(国民健康保険課)	70
○地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種として知事が定める業種の一部改正について	第169号	(産業立地通商課)	70
○指定公金事務取扱者の指定	第170号	(労働福祉課)	72
○知事管理漁獲可能量の設定	第171号	(水産課)	72
○建設局、都市・交通局及び建築局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項等の公表方法の一部改正	第172号	(建設総務課)	73
○道路の区域の決定	第173号	(道路維持課)	73
○道路の区域の変更	第174号	(同)	73
○道路の供用の開始	第175号	(同)	74
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定の解除	第176号	(同)	74
○通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定の解除	第177号	(同)	74
○愛知県流域下水道事業の設置等に関する条例第8条に規定する一般利用施設の一部改正	第178号	(下水道課)	74
○都市計画道路事業の認可 (西三河都市計画道路事業3・5・561号高須線)	第179号	(都市整備課)	74
○都市計画公園事業の認可 (西三河都市計画公園事業5・5・2号南公園)	第180号	(公園緑地課)	75
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画公園事業6・6・3号豊橋総合スポーツ公園)	第181号	(同)	75
○愛知県財務規則第2条の規定による各かいの指定の一部改正	第182号	(会計局管理課)	75

○愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定の一部改正	第183号	(同)	75
病院事業庁告示			
○指定納付受託者の指定	第3号	(経営課)	75
○県立病院における使用料の細目料金の一部改正	第4号	(同)	76
○県立病院の公金の収納事務の委託の一部改正	第5号	(同)	76
○指定公金事務取扱者の指定	第6号	(同)	77
海区漁業調整委員会告示			
○角建網漁業、つぼ網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する指示	第2号	(海区漁業調整委員会)	77
内水面漁場管理委員会告示			
○こいの放流等に関する指示	第1号	(内水面漁場管理委員会)	77
○令和6年度第5種共同漁業権魚種別増殖方法及び目標数量	第2号	(同)	78
訓 令			
○愛知県事務決裁規程の一部改正	第2号	(総務局総務課)	78
○行政文書の書式及び諸様式の一部改正	第3号	(法務文書課)	79
○愛知県行政文書管理規程の一部改正	第4号	(同)	79
議 会 訓 令			
○愛知県議会事務局規程の一部改正	第1号	(総務課)	80
○愛知県議会事務局行政文書管理規程の一部改正	第2号	(同)	80
教 育 長 訓 令			
○愛知県教育委員会行政文書管理規程(平成28年愛知県教育委員会訓令第1号)の一部改正	第1号	(総務課)	80
監 査 公 表			
○包括外部監査の結果に基づく措置の公表	第4号	(監査委員事務局)	81
公 告			
○愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画		(地球温暖化対策課)	97
○愛知県地域保健医療計画の概要		(医療計画課)	103
○県営土地改良事業の工事完了		(農地計画課)	107
○生産事業者の登録の失効		(林務課)	107
○基本測量の実施		(用地課)	107
○公共測量の実施の変更の通知		(同)	107
○公共測量の終了		(同)	107
○建設業者の許可の取消し		(都市総務課)	108
○宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告		(同)	109
○土地区画整理組合の解散認可 (幸田六栗土地区画整理組合)		(都市整備課)	109
○都市計画緑地事業の事業計画の変更認可		(公園緑地課)	109
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可		(同)	109
○都市公園区域の変更		(同)	110

○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	110
○定電圧定周波電源装置の賃貸借に関する一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	111
一部事務組合		
○愛知県競馬組合非常勤職員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(愛知県競馬組合)	113
○愛知県競馬組合専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	113
正 誤		
○愛知県公報第393別冊1号		113
○愛知県公報第489別冊1号		113

規 則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年三月二十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十一号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則(昭和三十九年愛知県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「学事振興課」を「統計課」に改め、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 統計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国の委託統計調査に関すること(他の局及び課の事務分掌事項を除く。)
- 二 愛知県統計調査条例(平成二十年愛知県条例第四十九号)に基づく県統計調査に関すること。
- 三 統計調査の届出に関すること。
- 四 統計職員及び統計調査員の研修に関すること。
- 五 統計思想の普及啓発に関すること。
- 六 経済に関する基礎的な調査及び研究に関すること(他の局及び課の事務分掌事項を除く。)
- 七 統計資料の収集、分析、整理、保存及び公表に関すること。

第六条第十一項第二号中「同和問題」を「部落差別」に改め、同条第十七項中「学事振興課」を削る。

第六条の二第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九項中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関すること。

ものとし、第39条第5号又は第6号に掲げる方法により施行するものには愛知県教育委員会電子署名規程(平成28年愛知県教育委員会教育長訓令第3号)の定めるところにより電子署名を付するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印又は電子署名を付することが必要とされている行政文書
 - (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす行政文書
 - (3) 事実証明に関する行政文書その他その内容が真正であることを証明する必要がある行政文書
 - (4) その他特に公印の押印又は電子署名を付することが必要であると認められる行政文書
- 第43条第3項を削る。
 第44条の2を削る。
 第50条第3項中「又は第5号」を削る。
 第66条第1項中「フロッピーディスク等の」を削る。
 第75条第4号中「又は愛知県行政情報通信ネットワーク統合OAシステム」を削り、同条第5号を次のように改める。
- (5) 愛知県行政情報通信ネットワークを利用する方法
 第80条第3項中「又は第5号」を削る。
 第81条中「第44条の2まで」を「第44条まで」に、「第44条の2中「第39条第6号」を「第43条第1項中「第39条第5号又は第6号」に、「第75条第6号」を「第75条第5号又は第6号」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

監 査 公 表

6 監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事及び愛知県公安委員会委員長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和6年3月29日

愛知県監査委員	前 田	貢
同	川 上	明彦
同	山 内	和雄
同	高 桑	敏直
同	近 藤	裕人

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>【令和4年度包括外部監査】 (債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～) 第1 監査の結果(総論) 【意見】会計事務の手引(総則・収入編)の記載方法を変更すべき 令和4年版の会計事務の手引(総則・収入編)89頁には、「督促状を発する時期については、規則上特に定めはありませんが、別に法令に定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内において未納を確認した後速やかに発します。」と記載されている。この点、納期限後20日以内になすべき行為が未納を確認する行為か、督促状を発することかが曖昧であり、納期限後20日前後に督促状を発している部署が存在した(知多福祉相談センター等)。しかし、地方税法は20日以内に督促状を送付することを必要としており、会計事務の手引においても、その趣旨が明確になるように記載を訂正する必要がある。</p> <p>【意見】訴訟委任する際に委任契約書、請書又はこれに類する書類を作成すべき 訴訟を弁護士に委任するにあたっては、委任</p>	<p>令和5年版の会計事務の手引(総則・収入編)の記載を「督促状を発する時期については、規則上特に定めはありませんが、別に法令に定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内に速やかに発します。」に訂正した。</p> <p>令和4年度に、訴訟を弁護士に委任する際の依頼</p>

契約書、請書又はこれに類する書類を作成するべきである。

地方自治法第234条第5項は、契約書等を作成しなければ契約が確定しないと規定している。財務規則第127条も、契約書を作成しなければならないとしつつ、同規則第129条第1項第1号は、契約金額が100万円を超えない場合は契約書を省略できるとしているものの、同条第2項は、「知事が特に必要ないと認めたとときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しなければならない」としている。

この点、県は令和3年度からルール変更し、弁護士へ依頼書を発出し承諾書を受領することとしているとのことであるので、意見として記載した。

【意見】違約金条項について適切な規定とされたい

福祉局所管の南知多老人福祉館売買契約解除による違約金について、契約金額の20%の違約金を請求している。その根拠規定は、当該売買契約における県有財産売買契約書第19条第2項、同第15条第1項の「(4) その他この契約に違反したとき」である。

県有財産の売買契約の代金を完納しない場合は売買物件の所有権は買主に移転せず、県は再度入札にかけることで当初の目的を達成しており、実害は僅かであるため、違約金を回収できれば県の利益になるが、仮に回収できなくても損害はない。

事業に付随して各局において売買契約を締結する場合における県有財産の売却に係る契約書についても、より適切な契約条項となるよう組織的に対応されたい。

第2 監査の結果（各論（県税））

1 インターネット公売について

【意見】インターネット公売についてより実効的になるよう工夫されたい

実行数が少なく、大きな効果が出ているといえるものではないが、反面、具体的な問題点があるということでもない。他方で、中古車市場が高騰するなどの社会情勢があれば、それをタイムリーに把握するなどにより、より実効的な方法になる余地もあることから、県の内部における検討や情報共有を行うなどの工夫を行うことも必要であると考え。

2 電話催告の民間委託について

【意見】令和3年度の実績が非効率であったことにつき原因を究明し改善すべき

平成30年度及び令和元年度に比較して、令和3年度は、催告件数が少なく、目標架電件数に達していない。一方で、従事時間数は、平成30年度及び令和元年度に比較して、令和3年度は増えている。

県によれば、令和3年度の催告件数が少ないのは、コロナ禍により、県から受託業者に対して9月9日ころ以降、従事者の数を減らし、必ずしも目標架電件数に達しなくてもいいと伝えたことにある、とのことであるが、他方で、前

書及び承諾書の記載例について、全庁に通知を行い、周知を図った。

愛知県公有財産規則（昭和48年愛知県規則第23号）第6条の規定により、本県では、原則として県有財産の売却を総務局（財産管理課）が行うこととしている。財産管理課が用いている契約書様式では、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7の規定により相手方が売買代金を完納しない限り所有権は移転しないため、契約解除に係る違約金条項を設けなくても損害はないとの考えの下、従前より契約解除に係る違約金条項は設けていない。

一方で、各局が所管する事業に付随するものに関り、当該局が自ら売払いを行うことを特例として認めているため、各局において県有財産の売却に係る契約を締結する場合においては、合議（愛知県公有財産規則第32条第2項の規定により総務局長の合議を経ること。）などの際に契約書における違約金条項について重点的に確認を行い、違約金条項が確認される場合には、違約金の設定に関して慎重に検討し、適切な契約条項となるよう助言を行っていく。

令和5年3月に、差押中の財産については、常に換価価値及び配当見込額の把握に努めるよう県税事務所に通達するとともに、別途、徴収課長に対してその旨の周知・徹底を図った。

また、今後も、自動車を公売する際には、運輸支局及び自動車検査事務所内の県税事務所において、公売予定の自動車に関する広報を行うなど、インターネット公売がより実効的になるよう努めている。

令和3年度の催告件数が少なかった要因は、ワクチン接種や給付金関連のコールセンターが各地に多数開設されたことに伴い、経験豊富な従業者がそちらに流れたことであった。

なお、催告件数に係る目標の確実な達成に向けた対策として、令和5年度に、夜間電話催告日数を増やし、事前調査日数を減らすことで、催告日数を増加する方向で見直しを行った上で、実施計画による日々の架電件数等の進捗管理を徹底することとした。

述のとおり、従事時間数は増えており、1人あたりの従事時間数は増えたはずであり、それ以前の年度に比べて催告件数において非効率であったといわざるを得ない。目標架電件数を設定したうえで、委託金額にて委託していることを考えると、コロナ禍を考えると、目標架電件数を2万件程度下回り、目標値の82.4%程度しか達成できでならず、一部の催告対象者には1回のみ架電にとどまったことは、コロナ禍以外の要因が介在したと考えざるを得ない。

原因を究明し、改善する必要があるものと思われる。

3 地方税法第48条の特例実施と職員の交流派遣について

【意見】市町村に事務取扱方法を事前周知し十分な連携をとるべく改善されたい

市町村から県に対する直接徴収の引継期間中に充当、減額、取消等で引継した滞納額に変更があった場合などには、市町村はその経緯、結果を速やかに特別滞納整理室へ連絡することとされている。しかし、県から提出された資料によれば、この連絡を失念している市町村が散見されることである。

せっかく市町村から引き継いで県で一定の効果を上げたとしても、市町村との連携が十分でなければ、滞納者の不信を招く恐れがある。また、県から市町村へ債権を移管した後、直接徴収で得られた効果を持続できないうえ、かえって混乱を招く恐れもある。

そのため、県は市町村に対して事務取扱方法を事前に周知し、十分な連携をとるように改善することが望ましい。

4 法律上の根拠がない納税誓約書について

【意見】法律上の根拠がない納税誓約書による徴収緩和を安易に行うべきではない

徴収緩和制度等には①徴収猶予、②職権による換価の猶予、③申請による換価の猶予、④執行停止、⑤納税誓約書の5つの方法がある。①～④は法令に規定があり、⑤は法令上の根拠はないが運用により徴収緩和の効果を得るための方策である。

納税誓約の件数は、110件であり、その中に高額かつ長期間にわたって滞納を続けている案件が複数あった。納税誓約書には、時効更新効力があるため、債権が消滅しないという点などにおいて利点があるが、納税誓約書を差し入れてもらった案件でも、一定期間ごとに訪問等をし、最終的には、放棄・免除等の手続をすることが望ましいものであるから、事案の性質をよく見極めて、執行停止や徴収猶予の手続をされたい。

いずれにせよ法律上の根拠がない納税誓約書による徴収緩和を安易に行うべきではない。

第3 監査の結果（各論（県税以外））

1 保健医療局

【意見】債権発生当初から債権発生原因や債権の性質は意識して管理すべき

回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金と感染症患者医療の自己負担額分について、債権発生原因や債権の性質を県が明確に認識していなかった。

時効管理に重大な影響があるため、発生日時

令和5年2月に、翌年度の県による直接徴収の実施を希望する市町村に対して、滞納額等に変更があった場合には、速やかに特別滞納整理室に連絡することなど、事務取扱方法に関する通知を行った。

令和5年3月に、滞納事案の性質を見極めた上で、執行停止、徴収猶予等の処理を適切に行うように県税事務所に通達するとともに、別途、徴収課長に対して、個別の滞納事案についてのヒアリングを通じて、納税誓約書の適用に当たっては、徴収猶予等の手段の適否、徴収上の有効性等を十分考慮して行うよう注意喚起を行った。

回復期病床整備事業費補助金財産処分に伴う返還金について、令和4年度に債権発生経緯や債権の性質（非強制徴収公債権）の確認を行った。

感染症患者医療の自己負担額分について、令和4年度に未納である原因や債権の性質（非強制徴収公

だけでなく、発生原因、債権の性質は常に意識して管理にあたる必要がある。

【指摘】感染症患者医療の自己負担額分の債務者が申請者である法的根拠を明確に

平成11年3月19日付け感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて（厚生省保健医療局長 健医発第455号）の別添感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領第1第5項には、自己負担額の徴収について「法第37条第2項の自己負担額の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収すること」と記載されている。

しかし、感染症患者医療費公費負担申請書の書式その他の書類を確認したところ、知事が申請者に自己負担額を請求する法的根拠が明確に示されていない。

たしかに、本来「申請者」は、「患者又は保護者」（同法第37条第1項）で、「保護者」は「親権を行う者又は後見人」（同法第15条第3項）とされ、要するに患者又は法定代理人である。しかし、ヒアリングによれば、収入未済となっている事案では、患者の子が申請者として署名していた例が含まれているとのことであった。

感染症患者医療の自己負担額分の債務者は、診療契約の当事者である患者やその法定代理人であることが一般的であり、県が患者やその法定代理人に対してではなく「申請者」である子に請求するためには、法的根拠を、申請書や説明文書により予め明確にしておく必要がある。

この点に関する法的根拠が明確ではない場合は、申請者である子に対する請求は断念し、債権放棄しなければならない。

2 病院事業庁

【意見】個人情報の保護に配慮すべきである

住民票上の住所に所在が確認できない債務者宛の督促状を本籍地に送付していた例が見られた。また、本人の所在を親族に尋ねたり、患者本人以外からの支払いを受けている例も見られた。診療や診療費未払の事実は個人情報であるため、診療申込書、入院申込書、入院誓約書又は身元引受書に署名させる際、本籍地や親族への文書送付や個人情報開示等の件について、同時に同意を取り付けると良い。

【指摘】精神医療センターの身元引受書の趣旨目的を文言上明確な書式に改訂すべき

民法第446条第2項は「保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない」、同法第465条の2第2項は「個人根保証契約は、(略)極度額を定めなければ、その効力を生じない」と規定している。

この点、精神医療センターの身元引受書は、上段に患者氏名の記載欄があり、中段に「上記の者が入院治療を受けることについては、次の事項を遵守し、決して貴院に御迷惑をおかけしないことを保証人連携で引き受けます。1 上記患者の身元に関する一切の事項。2 上記患者に対する医療費その他諸料金を指定の期限までに納入すること。※極度額は1,000,000円とする。(以下略)」と印字され、その下に保証人(保護者・扶養義務者)の署名欄に加えて、下段に

債権・時効5年)の確認を行った。

今後も引き続き、適切な債権管理を行っていく。

令和4年度に、感染症患者医療の自己負担額を請求する申請者の定義等について検討を行い、令和5年度に、「申請者」である子に請求する法的根拠を明確にするなど、請求先について申請書様式に記載し、県のウェブサイトに掲載した。

令和5年度に、入院誓約書及び身元引受書の様式中に、「診療費が未払いとなった場合、患者の住所地、本籍地等への所在確認に同意する」旨の文言を追加し、個人情報保護に配慮した書式に改正した。

令和5年度に、身元引受書の様式を、保証人・連帯保証人それぞれ署名者がなす意思表示の内容が明確になるよう改正するとともに、保護義務者を連帯保証人とするなど、身元引受書の趣旨目的を文言上明確とする書式に変更した。

連帯保証人の署名欄が記載されている。

しかし、下段の連帯保証人がどの文言を承認して署名しているのかは分かりにくい。また、当事者的立場の保護者・扶養義務者が保証人とされ、催告の抗弁(民法第452条)、検索の抗弁(同法第453条)が認められるのに対して、第三者的立場の連帯保証人にはこれが認められず(同法第454条)、より負担が重いのは違和感を抱く。

現状のままでは、民法第446条第2項、同法第465条の2第2項の要請を充たしていないといわざるを得ない。保証人、連帯保証人それぞれ署名者がなす意思表示の内容を明確にする必要がある。また、保護者・扶養義務者も連帯保証人とするのがよい。

【指摘】小児センターの身元引受書の趣旨目的を文言上明確な書式に改訂すべき

小児センターの身元引受書の中段に設けられている欄には、「保証人・保護義務者：患者の配偶者又は親族で支払い能力のある方」と印字され、その署名欄の内側下に「私は、上記事項に同意し、患者の身上に関することをすべて引き受けます」と印字されている。この文言は民法第446条第2項の保証契約を締結する趣旨の文言とは解しがたい。しかし、この署名欄の直ぐ上に「保証人等 極度額20万円」と記載されていることから、民法第446条第2項の保証契約を締結しようとしていると読めないこともなく、紛らわしい印字部分が作成されている。

「保証人・保護義務者」の欄が、保証契約の締結を意図しているのであれば、署名欄の内側下の印字は連帯保証人同様「私は、上記事項に同意し、診療費など本入院に基づき患者が負担する一切の債務につき連帯して保証し、支払いの責任を持ちます」と変更すべきである。逆に、保証契約締結の意図がないのであれば、「保証人」ではなく「身元引受人」等の表記に変更して、民法上の保証人ではないことを明確にする必要がある。

また、保証契約の締結を意図している場合は、患者の配偶者又は親族といった当事者性の高い保護義務者を催告の抗弁・検索の抗弁が認められる保証人とするよりも、連帯保証人と同等の責任を負担させるべきである。

【意見】がんセンターの入院誓約書を保証人としての自覚を持てる書式とするべき

がんセンターでも、入院誓約書に署名させることで連帯保証人との保証契約としているが、入院誓約書という表題は保証契約とは認識しにくいものである。保証する旨の意思表示も、一応「私は、上記事項に同意し、診療費など本入院に基づき患者が負担する一切の債務につき連帯して保証し、支払いの責任を持ちます」と印字されているものの、文字が小さく署名したものが患者の支払義務を連帯して保証することを自覚しにくい書式になっている。

表題について保証契約を連想しやすいものに変更し保証の意思表示の文言を大きくするなど保証人としての自覚を持てるような書式に変更するとともに、署名後の入院誓約書をコピーして渡すなど対応も変更することが必要である。

【意見】プロポーザルと委託契約のあり方について回収率向上のため工夫されたい

令和5年度に、身元引受書の様式を、保証契約の締結の意図があることが分かるよう、署名欄の内側下の印字を連帯保証人同様「私は、上記事項に同意し、診療費など本入院に基づき患者が負担する一切の債務につき連帯して保証し、支払いの責任を持ちます」と改正するとともに、保護義務者を連帯保証人とするなど、身元引受書の趣旨目的を文言上明確とする書式に変更した。

令和5年度に、入院誓約書の様式を保証契約が連想しやすい表題に変更し、保証の意思表示の文言を大きくするなど、保証人としての自覚を持てるような書式に変更した。

また、保証人としての自覚を持ってもらうために、入院誓約書の記入時に内容を窓口で説明する等の対応を行っている。

未収金回収業務委託については、試行も含めて法律事務所AからDまで、4の委託先の実績が重ねられた。未収金発生後時間が経過し、弁護士委託が必要と判断されたものは随時委託債権に加えられ、弁護士が回収業務を担当するが、これに対して無反応であった債務者は次の法律事務所にも委託されている。そのため、回収率は、AよりBが低く、C、Dと時期が下る毎に順次低下するように思われたが、法律事務所DはB、Cよりも良好な回収結果を出している。このことから、法律事務所の工夫によって、成績にバラツキが出るのが分かる。

すると、成績の悪い法律事務所との関係では、委託契約の拘束力から解放されるための条項を盛り込むか、そもそも単年度契約で契約し、成績不良の委託先を適時に変更することが可能な契約にするのが妥当である。逆に、成績良好な委託先との関係では、随意契約により継続することも考えられる。

【意見】 分納誓約を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討すべき

医業未収金について10年以上前に分納誓約書を取り付けた例があるが、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は徴収しないことができると解されるほか、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日）から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（同施行令第171条の7）。

しかし、履行延期等を行っていない債権については、これらの効果は生じない。すなわち、債務者の法的地位は、県が履行延期等を行うか否かにより左右される。

そこで、分納誓約を受け付けた以上は履行延期等をする要件（地方自治法施行令第171条の6各号）を検討し要件を充足する場合は積極的に特約又は処分することで、債務者の法的地位を安定させる必要がある。

3 経済産業局

【指摘】 法的手続等をしない特別な事情を検討し検討結果を文書化する必要があった

近代化事業において、特別な事情があると判断して踏み込んだ財産調査や強制執行を断念したが、その判断に至る検討結果を文書化していない事案があった。

本事案では、①連帯保証人から配偶者に危害が加えられる可能性の真否や程度を検討し、主債務者の消滅時効の中断措置を講じた上で踏み込んだ財産調査や強制執行を実施すべきか否か、②配偶者が連帯保証人の印鑑を無断で使用したことが真実であれば連帯保証人の地位から早期に解放するべきかという検討を行ったことをいずれも文書化し所管課内で決裁のうえ共有すべきであった。

【意見】 協力金返還請求権の債権回収マニュアル等の整備を検討されたい

県は、協力金の返還請求に関する固有の債権

現在委託している法律事務所は非常に成績良好であることから、令和6年2月からの契約は単年度の随意契約によることができることとし、加えて、仕様の大きな変更や成績の著しい悪化がない限り、連続で4年度まで契約を更新できるようにする旨を決定した。

分納誓約を受け付けた場合の事務処理について、履行延期等と分納誓約の法的な意義の違いについて、令和5年3月及び10月の経理事務担当者会議で各病院に説明し、意見交換を実施した。

また、分納誓約を受け付けた場合の事務処理についての考え方と履行延期等をする要件を整理し、令和5年度に未収金対策マニュアルの改正を実施し、地方自治法施行令第171条の6の履行期限延長特約による事務処理へと変更した。

該当事案については、検討はしていたものの文書化した上で決裁をしていなかったため、令和4年度内に当時の検討を可能な限り文書化し、所管課で決裁した。

また、令和5年3月31日付けで、特別な事情があり、法的手続等をしない判断とした事案については、検討結果を文書化するよう債権管理マニュアルに追記し、再発防止に努めていく。

令和5年3月に、弁護士への相談対応等も含む請

回収マニュアル等を定めていない。現状では、自主返納分を含めても未回収となっている協力金は本件債務者に対する債権のみであるため、個別にその対応を検討しており、本件債務者への対応や債権回収について弁護士にも相談をしていない。返還の意思を示している債務者への対応として、直ちに弁護士に相談すべきか否かは慎重な判断を要する一方、不正受給者への対応として、債務者の口頭での説明だけでいたずらに納付期限が経過した債権の支払いを事実上猶予することについては疑問が残る。

自主返納の申出がされた協力金があることに鑑みれば、不正受給や過誤により返還を受けるべき協力金が他にも存在する可能性があるところ、それら同種の債権が発覚した場合に債務者間で不公平な取扱いとならず、自主返納を申し出た受給者との対比でも不正受給者に有利な対応とならないようにするため、弁護士への相談対応等も含む請求手順や分割納付に応じる条件等を定める必要性について検討すべきである。

4 福祉局

(1) 生活保護費返還金

【意見】督促状の送付時期に関するマニュアルの記載を訂正するべきである

知多福祉相談センターにおいて、督促状の送付に関し、「生活保護費経理マニュアル」では納期限後20日前後と記載されていた。

この点につき、会計局の作成する「会計事務の手引(総則・収入編)」第4章3(2)cには、「督促状を発する時期については、規則上特に定めはありませんが、別に法令に定めがなければ、原則として地方税の例に従い、納期限後20日以内において未納を確認した後速やかに発します」と記載されている。この記載をそのまま読むと、「納期限後20日以内」すべきこととされているのは「未納を確認」することのようにも読めるが、会計局に確認をしたところ、この記載が求めているのは、納期限後20日以内に督促状を発することであるとの回答を得た。

したがって、知多福祉相談センターは、統一的な運用の観点から当該運用に合わせた「納期限後20日以内」等の記載に修正すべきである。

(2) 障害者住宅整備資金貸付金償還金

【指摘】保証人に請求しない特別の事情を検討し検討結果を文書化する必要がある

主債務者の破産免責許可決定後に、主債務者が、保証人に迷惑はかけられないとして、主債務者の申出により分納し、連帯保証人に対しては請求していない例があった。

県によると、債権回収にあたり保証人への催告の必要性を認識しているが、分割納入中の主債務者から「保証人に迷惑をかけられない」との申立てを受けている中、県から保証人に請求することにより、主債務者と保証人の関係性を一方的に破壊してしまう恐れがあり、主債務者との交渉過程による約束を反故にしてしまうため、破産免責許可決定後の主債務者から分割納入を受け入れているとのことであった。

しかし、これでは破産免責後の主債務者が

請求手順や分割納付に応じる条件等を含む督促方法を記載した「愛知県感染防止対策協力金債権回収事務マニュアル」を整備した。

令和5年度に、知多福祉相談センターにおいて、「生活保護費経理マニュアル」の送付時期に関する記載を「20日以内」とする旨修正した。

令和5年度に、「愛知県障害者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領」及び「収入未済のための方策」の改正を行い、特別な事情があり、保証人に請求しない判断とした事案については、その検討結果を文書化するよう明記した。

今後は、当該債務の保証人の資力や現住所等の現況調査を進め、徴収可能であれば積極的に回収を行っていく。

保証人との関係性を破壊したくないと主張すれば、主債務者に対する関係では期限の利益を事実上与えつつ、保証人は保証債務の履行請求を免れることになる。保証人に対する請求は、主債務者の意向に従うのではなく、法令に従う必要がある。

地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、保証人に請求しないためには徴収停止の措置、履行延期その他特別の事情が必要とされている。徴収停止の措置又は履行延期(徴収緩和措置)がなされていれば格別、これがない場合は「その他特別の事情」の有無を検討し、文書化し、課内で保証債務履行請求権行使の要否を検討しなければならない。このような検討もせず、漫然と保証債務履行請求権を行使しないことは許されない。

【指摘】 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない

破産手続を経て免責許可決定を得た債務者から回収している例があるが問題である。

【意見】 生活保護受給者に対しては徴収緩和措置により生活再建を優先すべき

県からは、本人が「最低限度の生活」を営む上で、福祉的配慮や本人の意向を尊重し、捻出できる額(月額2,000円の分納)で調整していると説明があったものの、本債権は、金額も少額といえず、また生活保護受給者の生活の維持のためにやむを得ない費用を支出するものともいえないから、生保受給者からの分割弁済は、生活保護費が「最低限度の生活」を保障するためのものであるとの趣旨に反し、これを県が受領することは住民の福祉の増進に努めるべき県の存在意義にも抵触し兼ねない(地方自治法第2条第14項)。

生活保護受給中の債務者に対しては、徴収停止措置や履行延期等といった徴収緩和措置を優先して適用し、まずは生活の再建を優先するべきである。

(3) 心身障害者扶養共済保険料負担金

【意見】 加入者地位の喪失後も掛金債権を発生させる処理は違法である

心身障害者扶養共済保険については、掛金が2か月滞納すると、愛知県心身障害者扶養共済制度条例第19条第1項第5号、同施行規則第14条第2項により、翌月の初日から加入者としての地位を失うものとするとしている。地位喪失をさせるか否かについて裁量を与える規定ともされていない。

にも関わらず、過去、契約を存続させる運用とし、掛金の未収金を発生させていた事例が多くみられた。

これは、地位を喪失しているにも関わらず、地位を喪失していないとして扱っており、明らかに条例に反する運用である。

なお、平成22年度からはこのような取扱いをしていないとのことなので、意見として述べるにとどめる。

令和5年度に、免責許可決定を受けた債務者への徴収は停止した。

また、「愛知県障害者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領」の改正を行い、免責許可決定を受けた債務者からは原則として回収しない旨を明記した。

令和5年度に、「愛知県障害者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領」の改正を行い、履行延期の手続について明記した。

また、生活保護受給中の債務者に対しては、徴収緩和措置(履行延期の手続)を行うよう指導する旨、「収入未済解消のための方策」に記載した。

引き続き制度の遵守に努めていくために、令和5年度に、所属職員に対して、加入者地位の喪失後は、掛金債権を発生させる処理は行わないよう、改めて周知徹底を図った。

(4) 高齢者住宅整備資金貸付金償還金

【指摘】 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収すべきではない

破産手続を経て免責許可決定を得た債務者から回収している例があるが問題である。県によると、本人及び保証人への接触については、いずれの債務についても愛知県高齢者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領に従って対応しているとのことであった。

しかし、真に保証人が責任を持つのであれば保証人に直接請求するべきであり、破産免責後に主債務者の年金収入から年額にして5万円余りの回収を続ける必要はない。県は、主債務者の年金収入から支払いを受けることと引き換えに、保証人に対する請求を怠ったことに変わりはない。

【指摘】 保証人に請求しない特別の事情を検討し検討結果を文書化するべき

償還期限を全て経過した債権で、主債務者には2名の連帯保証人がいるにも関わらず、連帯保証人に対する連絡や請求を行っていない債権が複数みられた。分納の月額は2,000円や5,000円の主債務者もいる。連帯保証人に対する請求を行えば、効率的な債権回収の可能性が高まるものと思われる。

地方自治法施行令第171条の2第1号では、督促後、相当期間を経過しても履行されない場合、保証人に請求しなければならない旨定められている。保証人に請求しないためには徴収停止の措置、履行延期等その他特別の事情が必要とされている。徴収停止措置又は履行延期等がなされていれば格別、これがない場合は「その他特別の事情」の有無を検討し、文書化し、課内で保証債務履行請求権行使の可否を検討しなければならない。このような検討もせず、漫然と保証債務履行請求権を行使しないことは許されない。

(5) 児童措置費負担金

【指摘】 滞納処分を行っていない理由の記載を手引きから一部削除するべきである

「児童措置費等費用徴収事務の手引き」(令和3年12月9日改正)の59頁の間3の回答には、滞納処分は、「児童福祉上の観点や現実的に競売をするなどの手間をかけても費用対効果が薄いことから実施していない」と記載してある。しかし、滞納処分も財産調査もしたことがないのであれば、滞納処分の費用対効果が薄いとす根拠もないはずである。

このような根拠のない記載は削除するか、修正するべきである。

(6) 児童扶養手当返還金

【意見】 児童扶養手当支給要件喪失時の届出義務をさらに周知徹底するべき

返還金の収入未済額を減縮するためには、支給要件の喪失をできる限り早く発見し、債権の発生及びその増大を未然に防ぐことが重要である。

この点県は、現在周知徹底を図る取組として、支給資格の認定請求時とその後年1回求める現況届と児童扶養手当受給資格者確認調書【聞き取り用】(県・センター用と町村用)

令和5年度に、免責許可決定を受けた債務者からの徴収は停止した。

また、「愛知県高齢者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領」の改正を行い、免責許可決定を受けた債務者からは原則として回収しない旨を明記した。

今後は、当該債務の保証人の資力や現住所等の現況調査を進め、徴収可能であれば積極的に回収を行っていく。

令和5年度に、「愛知県高齢者住宅整備資金貸付金償還金事務処理要領」の改正を行い、特別な事情があり、保証人に請求しない判断とした事案については、その検討結果を文書化するよう明記した。

今後は、当該債務の保証人の資力や現住所等の現況調査を進め、徴収可能であれば積極的に回収を行っていく。

令和5年7月1日付けで「児童措置費等費用徴収事務の手引き」の改正を行い、滞納処分を行っていない理由の記載を削除した。

現況届時は、手続案内チラシの記載を見直して対応するとともに、口頭等により更にしっかりと注意喚起することとした。

手続案内チラシの記載は、具体的には、チラシ中央上部の「手当の過払いにご注意ください」という文言について、不正受給となることを理解してもらえないような内容にするため、「手当の不正受給にならないために」と改めた。また、手当が支給できな

の提出時と、その案内送付時に支給要件非該当事由が生じれば速やかに手続を行うよう手続案内チラシを普通郵便で送付する又は口頭で案内する等、注意喚起を行っているとのことである。しかし、現況届と児童扶養手当支給資格者確認調査はいずれも受給者本人に支給要件の喪失事由等を指導する書面ではなく、周知徹底の効果として疑問である。また、手続案内チラシの送付についても、普通郵便で送付するだけでは受給者への周知徹底の手段としては効果が薄い。

手続案内チラシには、不正受給に対する刑罰に関する警告が記載されているが、一般的なチラシに対する記載にとどまる。これでは枠内の届出が必要なことと、不正受給に罰則があることの関連性が分かりにくく、届出をしないと場合によっては不正受給にもなり得ることが実感として伝わらない。このような警告を申請書や現況届の署名欄近くに注意書きし、これを了承した旨の意思表示をさせることも考えられる。

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

【指摘】 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない

破産免責後の債務者に対して償還指導をし、債権の回収した事案が存在した。

純粋な任意の支払いを受け取っているに過ぎないのであれば、これを受け取ることに法的な問題はない。しかし、破産免責後の債務者は、返済原資の捻出にも困り、分割納付が滞り中、担当者からの繰り返しの直接の償還指導を受けて、返済を継続しており、純粋な任意の支払いとは認められない。

破産免責制度の潜脱であるとともに、住民福祉（地方自治法第2条第14項）に反する行為といわざるを得ない。免責許可決定後に行った弁済合意は免責の趣旨に反し無効とした裁判例（横浜地裁昭和63年2月29日判決）もある。

破産免責後の債務者に対して連絡や償還指導を実施することが、かかる問題の契機になるのであり、破産後の債務者に対して県の側から直接連絡を取ったり償還指導を実施することは原則として慎むべきである。

(8) 「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」の記載

【意見】 「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」の記載を訂正されたい

「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」（令和4年1月13日3福総号外）は、令和2年施行の民法改正が反映されておらず、あるいは記載が不正確であり、修正を検討されたい。

5 警察本部

(1) 放置違反金

【意見】 差押禁止債権が振り込まれた口座に係る預貯金債権の差押えは慎重を要す

センターを設けて組織的に取り組み、財産調査を駆使し、滞納処分も積極的に行うことで、収入未済額の減少に繋げている点は評価

くなる要件についてコントラストなどを強調した。申請書については、届出をしないと不正受給にもなり得る旨の警告文を署名欄近くに掲載することとし、様式を改めた。

指摘事項については、過去の償還完了事例であり、現在是对応を改めている。

さらに、令和5年11月の各市・県福祉相談センター宛てに依頼する「未納実態調査」時に、免責許可決定を受けた債務者からは債権回収をしないよう改めて周知を行った。

令和4年度の不納欠損処分に係る「収入未済に係る不納欠損処分について（照会）」（令和5年1月12日4福総号外）において、令和4年施行の民法改正の内容を反映して照会を行った。

「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」に「預貯金口座を差し押さえる際、その債権が給与等と推測される場合は、滞納者の個別事情

できる。

もっとも、給与が振り込まれた預金債権に対する滞納処分としての差押処分が、給与により形成された預金債権の部分のうち差押可能額を超える部分について違法とされた裁判例がある（大阪高裁令和元年9月26日判決）。また、国税に関するものであるが、令和2年1月31日付け徴収6-2国税庁徴収部長による「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて(指示)」も発出されている。そのため、給与債権そのものを狙い撃ちするかのような預金債権に対する差押は違法とされる可能性がある。

この点、財産調査の結果、放置違反金の滞納者につき給与の支払時期が判明したり、預金口座の動きから、給与の支払時期が推知される事例は見受けられた。

具体的に滞納処分を行うに際しては、係長、課長補佐、放置駐車対策センター所長に対する伺いをし、その決裁を受ける必要があるところ、「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」にはこの点の注意喚起がない。

そこで、給与債権そのものを狙い撃ちするかのような差押は違法とされる可能性があるため、違法の誹りを避けるべく、「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」に上記の裁判例と国税庁の通達に配慮した運用を行うよう明記すべきである。

【意見】勤務先への給与照会を納付の促しとして用いることは慎重を要す

徴収に関する調査のために必要がある場合に財産調査をするのは当然であるが、勤務先から滞納者への納付の促しを意図しての給与照会は、財産調査の目的を逸脱するおそれがあり、勤務先に知られたくないという滞納者の期待を害する可能性があるため、慎重に取り扱うべきである。

【意見】一部充当を試行し徴収率の推移を検証されたい

放置違反金の滞納処分につき、一部充当の結果全額回収が妨げられることのないよう一部充当は行わない扱いとしているので、滞納額の全額を満たす財産がない場合には、滞納処分を行っていないとのことである。しかし、できる限り滞納を解消する機会を逃すべきではないので、常に一部充当を行わないという扱いは硬直的である。仮に、一部充当を行わないとする場合があるとしても、将来、滞納全額について解消が見込まれ、かつ、現存する財産が僅かで、一部充当を行うとかえって将来の解消を妨げる具体的なおそれがあるなど合理的な理由がある場合に限定すべきである。

一部充当するかしないかの基準について、全額に対する70%、50%といった一定の割合を超える財産に対しては一部充当を試行する等し、徴収率の推移を検証することも考えられる。

(2) 違約金

【意見】動産執行の位置づけの確認と立会の検討を事前に十分に行う必要がある

を考慮した上で、過去の裁判例等を踏まえ国税徴収法第76条に準じた対応をするなど、特に慎重を期すこととする。」との規定を明記し、裁判例と国税庁の通達に配慮した対応を執ることとした。

勤務先への給与照会については、滞納処分手続に係る法令に基づく財産調査であることを踏まえ、滞納者の勤務先に対する説明において、調査目的から逸脱することなく、また、納付の促しという誤解を与えることのないよう、引き続き、慎重かつ厳格に対応することとし、その旨を「放置違反金等の徴収に係る滞納処分関係事務取扱要領」に明記した。

令和5年度から、滞納処分における一部充当を試験的に実施するとともに、徴収率の推移を検証し、より効果的な充当方法を検証していく。

動産執行が行われているが、強制執行の方法として、なぜ動産執行が選択されたのかについてその選択の過程を把握するための資料が十分ではなく、選択の理由が不明であった。

また、動産執行においては、申立代理人を含め立ち会いがなされなかった。この点、立会を行った場合、債務者会社の対応にもよるが、情報収集の機会となる可能性もあった。そこで、費用とのバランスを図りつつ、動産執行の立ち会いを検討するべきであった。現状の資料からは、どうして立ち会いを行わなかったのか、明らかではない。

上記の経緯を後日検証できるよう資料等を調べておくべきである。

手続の選択や立会の要否に関する検討を記録化する前提として、十分な検討を行う必要がある。

(3) 警察費雑入

【意見】示談書を作成するべきである

豊田警察署における事案は、本監査のヒアリング後である令和4年12月1日付けで示談書が作成された。現状の未収金について、全件、示談書が作成されたことになるが、債権の内容を明らかにするためにも、合意が口頭で成立したときには早期に示談書を作成するよう努めるべきである。また、県における統一的な事務処理及び法律関係の安定の見地から、示談書の様式も明確に定めるべきである。

【意見】分割納付を認める基準作りと履行延期等の活用を検討されたい

一括での支払いが困難な場合に、分割納付を認めているようであるが、分割納付の際の支払い方法等の決定の基準が不明瞭であり、債権の管理回収に支障を来していないか疑問が残るので、明確化されたい。また、法的安定性を見地から、分割納付を認める際には、履行延期等(地方自治法施行令第171条の6)を用いることを検討されたい。とりわけ示談書によって分割納付を合意した場合には、履行延期の特約を行っていることにもなるため、この点を自覚して徴収事務に当たられたい。

6 県民文化局

(1) 私立学校奨学資金等貸付金収入について

【意見】債務名義取得後における分納の約束の書式文言を準備すべき

県は、訴訟を提起した被告との間で、判決後に分納の約束をし、返還計画を提出させた。当該返還計画の書式は、通常の文書督促に添付するものと同一であり、専用の書式ではない。

この点、判決が確定するなどして債務名義を取得した後に、無条件で分納を認め、強制執行を免除する旨の約束をすると、強制執行を行おうとした際に、請求異議の訴えを提起され、強制執行をすることができない等、新たなトラブルの可能性が生じる。

そこで、この不都合を回避するため、債務名義取得後になす分納の約束において、合意書の中で強制執行を開始しない旨の記載をする場合には、合意内容が履行される限りにおいて強制執行を猶予する旨、及び、合意内容

強制執行を実施する際には、その執行方法の選択、立会いの可否等の検討について、記録化を行うこととする等、適切な対応が執れるよう債権管理マニュアルを整備した。

当事者との示談合意が行われた際には、速やかに示談書を作成するよう警察本部及び警察署に周知するとともに、令和5年度に債権管理に係る事務手続及び示談書の様式を明確化した債権管理マニュアルを整備した。

債権の管理回収に支障を来さないように、分割納付に応じる基準や方法を債権管理マニュアルに明記した。

また、履行延期等の活用については、一定の要件を満たす場合には、前向きに検討するとともに、債権管理マニュアルに沿った事務手続をすることとした。

法的措置による債務名義取得後の債務者からの分納申出時に提出してもらう返還計画書を令和5年1月に改訂し、その申出内容が履行されない場合には、強制執行を検討する旨を記載した。

が履行されない場合には猶予していた強制執行を直ちに開始できる旨を明確に記載すべきである。

県の返還計画はこれらの記載がなく、解釈により請求異議の訴えを許してしまう可能性があり、適切ではない。

今後、法的措置による債務名義取得後に分納の約束をする事例は多数現れることが見込まれることから、県は、合意書等の専用の書式を準備して用いるべきである。

【意見】少額債権には訴訟手続だけでなく支払督促も利用することを検討すべき

令和3年度に法的措置としての訴訟手続に移行した債権の総額は、94万2,600円であるところ、弁護士への報酬は債権総額の7割を超える(税別)。この報酬は、独自に定めた弁護士報酬基準(私立学校奨学資金等貸付金の法的措置に係る弁護士報酬基準)により、基本額に、1件当たりの加算額を加算することにより算定される。

令和3年度は、債権額2万8,600円の極めて少額な債権も存し、弁護士報酬との対比においては、加算額がこれを上回る。各債権が少額であることからやむを得ない面もあるが、例えば、加算額に関しては一律ではなく債権額に応じた額を加算する等の工夫をして、費用を抑えるよう、弁護士と協議するべきである。

また、極めて少額な債権については、訴訟手続だけでなく支払督促手続も利用することを検討すべきである。

【令和3年度包括外部監査】
(環境対策に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果(各論)

1 地球温暖化対策計画書制度の推進事業

【意見】助言を行った事業者に対する評価について

助言は、事業者の温室効果ガスの削減に有効なツールであり、事業者の排出状況は多様・複雑であることから、引き続き専門家(委託事業者)とともに実践的に行っていくことが望ましい。

また、令和4年度は、新制度移行後、初めて状況書の評価を行う年度となることから、助言を行った効果を確認することが可能となる。確かに、削減が進まない事業者に助言を行っているため、短期間で削減効果が出ることも限らない。しかし、助言のために外部の委託業者を利用していることから、事業効果を客観的な指標で確認することは重要である。

なお、客観的な指標については、例えば、助言を行った事業者の温室効果ガス排出量の削減率や評価ランクがどれくらい上昇したか等が考えられる。

2 愛知県庁における温室効果ガスの排出削減の推進事業

【意見】あいちエコスタンダードにおける温室効果ガス排出量の実績報告数値及び電力供給事業者の選定について

温室効果ガス削減のためには、
(ア)より排出係数の低い電気を調達する
(イ)エネルギー使用量の削減に努める

現行の制度内でどのように支払督促が活用できるか令和4年度に検討を開始し、令和5年度には、支払督促を試行的に実施した。

令和4年度までに提出された状況書を基に、温室効果ガス排出量の削減量等により助言の効果を評価した。

今後も、専門家(委託事業者)とともに助言を行っていく。

より排出係数の低い電気を調達するため、電力のCO₂排出係数のしきい値と供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合を引き上げる

の2つの方向性が重要である。

まず、(ア)に関して、事務事業、水道事業、下水道事業のいずれにおいても、目標値を達成できるかどうか小売電気事業者の二酸化炭素の排出係数に大きく依存しているため、できる限り排出係数の低い小売電気事業者と契約することが削減目標値達成のための重要な要素となるといえる。

そこで、県は国の評価基準よりも厳しい県独自の評価基準で事業者の入札参加資格を制限することで、温室効果ガス削減に努めている。

しかし、今後さらなる温室効果ガス削減を目指す、最終的な目標値を達成できるようにするためには国の評価基準と比較しながら県独自の評価基準を見直すとともに、例えば、再生可能エネルギー100%の電力を調達する「Re100」のような直接的に温室効果ガスの削減につながる取組の検討も望ましい。

(イ)については、例え排出係数の低い小売電気事業者と契約しても、エネルギー使用量を増やしてしまえば、結局温室効果ガスの排出削減は期待できない。契約した小売電気事業者の排出係数にかかわらず、今後も引き続き県全体でのエネルギー使用量の削減を徹底されたい。

また、(ア)と(イ)のバランスも重要である。県の評価基準をさらに厳しくするだけでは、事業者が少なくなり、競争原理が働きにくくなるため、電気の調達価格が高くなる恐れもある。排出係数の低い事業者が落札した場合でも目標値を達成できるように(イ)のエネルギー使用量の削減に努める仕組み作りが必要である。

3 EV・PHV・FCVの普及促進事業（課税免除）

【意見】課税免除の効果測定について

令和12年度のEV・PHV・FCV新車販売割合の目標30%を達成するためには、県の行ってきた施策が、どれだけ目標達成に貢献したのかについて、その施策の効果を詳細に分析して測定することが望ましい。

ここで、県は課税免除を利用し、次世代自動車が多ければ新規登録されたかの推移を把握している。しかし、次世代自動車新規登録車数推移の把握だけでは、課税免除により、どれだけ次世代自動車新規登録車が増えたのかはわからず、施策の効果測定をするための十分な分析とは言えない。

そのため、次世代自動車の新規登録台数の把握に加え、例えば県下での新規自動車の登録台数に占める次世代自動車の割合及び課税免除を実施していない県（なるべく愛知県と県民所得水準の近い県など）との比較、並びに同様の課税免除を実施している県との比較等を実施することにより、詳細に分析することが望ましい。

4 先進環境対応自動車導入補助事業

【意見】補助金の効果測定について

事業の趣旨である次世代自動車の普及促進という観点から、当該補助金により導入された台数及び執行額の推移を把握していることに一定の合理性はあると考えられる。

補助金により導入された台数及び執行額の把握に加えて、県下での新規自動車の登録台数に占める次世代自動車の割合及び補助金事業を実施していない他県との比較、並びに同様の補助

など、電力調達に係る県の評価基準を令和5年5月に見直した。

また、エネルギー使用量の削減に努めるために、令和5年8月に「あいちエコスタンダード」を一部改定し、エネルギー消費量の削減目標を引き上げるとともに、新築建築物の原則ZEB化や太陽光発電の最大限の導入、導入する公用車の原則電動車化など、取組を強化した。

令和4年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」において、令和12年度のEV・PHV・FCV保有割合を20%とすることを目標として設定し、当該割合を都道府県ごとに比較することで施策効果の分析を実施した。

※都道府県別の新車新規登録台数は公表されていないことから、新車新規登録台数に占めるEV等の割合の比較はできない。

令和4年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」において、令和12年度のEV・PHV・FCV保有割合を20%とすることを目標として設定し、当該割合を都道府県ごとに比較することで施策効果の分析を実施した。

※都道府県別の新車新規登録台数は公表されていないことから、新車新規登録台数に占めるEV等の割合の比較はできない。

金事業を実施している他県との比較等を実施することにより、当該事業の効果測定を実施することが可能であると考えられるため、そのような分析を実施することが望ましい。

また、令和12年度の次世代自動車の導入割合30.0%という目標に対し、平成30年度で1.4%の実績になっていることを踏まえ、目標達成のためにできる施策について、分析の結果を活用して検討することが望ましい。

5 先進環境対応公用車の導入事業

【意見】構成割合、導入割合の目標について

ハイブリット車については、環境局の試算では12万キロメートル走行することで車両価格分を燃費性能でカバーすることができることもあり、比較的導入が進んではいるものの、一般公用車のハイブリット車の構成割合は県下の全登録車に占めるハイブリット車の構成割合の半分以下であり、率先的な導入を推進しているとは言い難い。

県の公用車に次世代自動車を導入する際の障壁となっている事項は、県内の事業者や県民が次世代自動車を購入する際の障壁とも同様と考えられる。このことから、県が障壁となっている事項を改善することは、県内の事業者や県民が次世代自動車を購入する際の障壁となる事項を改善することにもつながり、県全体で、より導入が進むと考えられる。

したがって、導入の障壁について調査・分析を行い、公用車はもとより、県全体での導入が促進されるような施策を策定することに生かすことが望ましい。

例えば、PHVやEVは環境目的だけでなく、災害時に電源として利用できるというメリットもあり、これにより費用が高額であっても導入されている事例がある。これは公用車のみならず、業務部門、家庭部門にも訴求すると考えられる。

また、未達であることについて、目標策定時に目標達成のための具体的な計画に基づいて導入を推進するというよりは、働きかけは行うが、最終的な導入は予算を含めた総合的な判断とされていることで、県全体の取組として目標を達成する仕組みになっていない。これについて、具体的な計画を策定し、その達成度合いを確認しながら率先的な導入という目的を達成するための施策を実施することが望ましい。

なお、政府は、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、公用車の新規導入・更新については、令和4年度以降全て電動車とし（特殊車両など代替可能な電動車がない場合を除く）、使用する公用車全体でも令和12年度までにすべて電動車とする計画を立てており、県においても同様の施策を実施することが望ましい。

【意見】一般公用車以外について

警察導入分や特定の目的のみに使用する車両については、次世代自動車の選択肢がない可能性もあり、導入が一般公用車より困難な側面はあると思われる。しかし、県が率先導入するという観点からは、特定の車両を除外することなく導入の可能性を検討することが、次世代自動車を導入することに関する知見を収集することにも資すると考えられるため、導入状況を把握

令和5年8月に「あいちエコスタンダード」を一部改定し、「導入する公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車を始めとした電動車とする」旨を定め、県全体で電動車の導入を進めていくこととした。

令和5年8月に「あいちエコスタンダード」を一部改定し、「導入する公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車を始めとした電動車とする」旨を定め、県全体で電動車の導入を進めていくこととした。

し、導入に向けた検討を継続することが望ましい。

6 産業廃棄物規制指導事業

【意見】産業廃棄物処理施設への立入検査について

現状は県民事務所において、重点的な指導を行うべき事業者等、立入検査計画に組み込むべき考慮事項を独自に設定しており、その基準は県民事務所間で統一されていない。

また、立入検査の結果、事業者の不適正処理が疑われる場合には必要に応じ本庁への情報提供が行われているものの、県民事務所の立入検査計画自体は、本庁と共有されていない。基本的には県民事務所主導で立入検査の計画を作成し、実施している。

以上より、県内でも管轄する県民事務所により、立入検査の頻度やフォロー状況にバラつきが生じる事が懸念される。

したがって、まずは本庁が、立入検査計画に組み込むべき考慮事項について標準的な基準を設定し、各事務所によるバラつきが生じないようにすることが望ましい。

そのうえで、県民事務所が現場レベルで把握している担当管轄内の事業者の状況や個別の事情について、計画に反映させることが重要である。

したがって、県民事務所は、本庁が設定した標準的な基準を受けて、県民事務所が把握している個別の事情を計画に反映させることで、現場の事情に即した計画を策定することが望ましい。

7 不法投棄等対策事業

【意見】産業廃棄物不適正処理件数について

不適正処理件数は、令和元年度及び令和2年度から増加している傾向にあるが、その増加要因についての分析が行われていない。

まずは、その増加要因について分析することが望ましい。特に、施設の維持管理違反等の増加要因について、分析することが望ましい。

次に、分析した要因ごとに、不適正処理件数を減少させるための対応策を検討することが望ましい。

また、不適正処理の改善率を上昇させるための対策についても検討することが望ましい。

8 環境対策貸付金利子補給金事業

【意見】制度の見直しの必要性検討について

交付が大きく減少しているのは、

- ・公害に対する企業の対応が進んできたこと
- ・近年の低金利傾向により、貸付金に係る利子補給の需要が低下してきたことが要因にあると考えられる。つまり、制度自体が経済社会の環境の変化に対応していないものと考えられる。

9 環境マネジメントシステム推進事業

【意見】用紙購入量について

事業の効果的な実施のためには、PDCAサイクルに当てはめ、具体的な目標設定、目標達成のための具体的な施策、施策等の実施結果の評価、改善策の検討の流れで、事業を実施することが必要となると考える。

令和5年1月に、本庁から各県民事務所に対し、立入検査に係る標準的な基準を設定した「産業廃棄物の適正処理に係る立入検査マニュアル」に基づき、立入検査計画を新年度開始前に作成するよう指示を行った。各県民事務所はこの指示を受け、令和5年度から担当所管内の状況や個別の事情を反映した立入検査計画を作成した。

不適正処理件数の増加については、平成28年のダイコー問題を受け、監視を徹底して行ったものと分析しており、特定の要因によるものではなかった。

不適正処理の改善等に向けた対策として、立入件数の増加とともに不適正事案に対する監視指導員の資質向上に向けた職員研修の充実（不適正処理指導のロールプレイ演習の導入など）により監視体制の強化を行った。

今後も、産業廃棄物適正処理推進セミナーによる啓発や地元精通する市町村との連携など、各種取組を工夫・改善しながら継続することで不適正処理件数の減少及び不適正処理の改善率上昇を図っていく。

令和4年度に取扱金融機関へのアンケート及びヒアリング、市町村及び県民事務所への現状調査を行い、利子補給金の交付が減少している原因を分析し、必要性が低下していることが確認できたことから、同年度末をもって本制度を廃止した。

用紙使用量について、各局等がデータ等を用いて目標を達成していない要因の分析を行い、改善策を検討できるよう、用紙購入量のグラフ化、PDCA等の内容を含む「用紙削減の取組改善マニュアル」を令和5年度に周知した。

したがって、目標を達成できていない部局及び要因について、データ等を用いて分析を行い、改善策を検討することにより、翌年度以降の業務につなげることで、削減目標を達成していくことが望ましい。

また、当該取組を行うことにより、経費削減にもつながることから、経費削減に関してもモチベーションとして取組を進めることが望ましい。

この方法として、各所属で、毎月の用紙購入量やコピーカウンターの使用実績を把握し、表やグラフにまとめて共有するなど、自分ごとと捉えることができるような取組を進め、削減につなげることが考えられる。

なお、県は用紙購入量などの把握に独自の集計システム導入しているため、所属ごと・部局ごとなど、より詳細な分析や対応が可能となっている。今後も同システムの積極的な活用を進めていくことが望ましい。

【平成28年度包括外部監査】

(県税の賦課徴収等に係る財務事務について)

第1 全体的事項

1 県税関連事務の民間委託

【意見】収納窓口業務の民間委託の検討について

収納窓口業務を民間委託した場合には、嘱託員を直接雇用するよりも低コストで人材の確保が可能となることが予測され、また、民間の能力の活用により、来庁者へのサービスの向上につながることを期待されることから、民間委託を検討することが望まれる。

【平成20年度包括外部監査】

(公有財産の管理について)

第1 外部監査の結果

1 土地・建物

(1) 普通財産および行政財産の管理・活用状況

【指摘】A緑地区域外県有地

一部について、昭和20年代後半より無断使用(畑の耕作)が行われ続けている。相手方と文書を取り交わすなどして、期限を定めた売却交渉を行い、無断使用状態を早期に解消することが必要である。また、早期の解消が見込まれない場合は、退去を含めた検討が望まれる。

今後は、あいちエコスタンダードに係る集計システムの用紙購入量の年度別データや会計局からの月別コピー枚数実績を活用して分析を行うようマニュアル及び「用紙削減に関する取組自己チェックシート」を適宜送付し、用紙使用量の削減を促していく。

見積りを実施したところ、民間委託による行政コスト低減の効果は見込めなかったことから、嘱託員の直接雇用による運用を継続しつつ、業務の正確性、効率性及び来庁者へのサービスレベルの向上を目的として、令和5年9月から、県税事務所の収納窓口現金収納機を導入した。

令和2年10月から法務相談を重ね、弁護士から文書を送るなどしたところ、相手方も弁護士を立て、弁護士間での調整となった。

その結果、令和3年12月21日に明渡しが行われ、無断使用状態は解消したものの、一般競争入札に向けた現地調査において、隣接地所有者4件の構造物等が県有地側に越境し、県有地の一部が占有されている状態であることが判明した。

入札手続を進めるため、越境物に対する覚書の締結を図ったが、1件だけ覚書の締結に同意が得られなかった。

しかし、その1件も構造物等の修繕工事等が行われ、令和5年5月、越境状態が解消された。

その結果、無断使用状態は全て解消された。

公 告

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第7条第1項の規定に基づく窒素酸化物総量削減計画及び同法第9条第1項の規定に基づく粒子状物質総量削減計画を一の計画として、愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を次のように定めた。

令和6年3月29日

愛知県知事 大村 秀章